○国土交通省令第七十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条、第二十九条ノ四第三項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令

（特殊貨物船舶運送規則の一部改正）

第一条　特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十八条の二」を削る。

第十六条の二第一項中第二号を第三号とし、同項第一号中「次条第四項」を「第十七条第四項」に改め、「水分測定表」の下に「（同条第二項の表第二号に規定する測定の結果を証する書類を含む。次項及び第十七条第六項において同じ。）」を加え、「次条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　次条第四項に規定する水分管理手順書承認書の写し

第十六条の二第二項中「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（水分管理手順書による水分管理）

第十六条の三　船舶に液状化物質をばら積みして運送する場合には、荷送人は、当該液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長による承認を受けた水分管理手順書に従つて、当該液状化物質を、船積みするまでの間、水分が増加しないように適切に管理しなければならない。

2　前項の承認を受けようとする者は、水分管理手順書承認申請書（第二号の六様式）に水分管理手順書二部を添えて地方運輸局長に提出しなければならない。

3　前項の水分管理手順書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　荷送人の氏名又は名称及び住所

二　管理する液状化物質の品名

三　試料を採取するための手順及び方法

四　水分を測定するための手順及び方法

五　液状化物質を管理するための手順及び方法

六　その他必要な事項

4　地方運輸局長は、第二項の申請があつた場合に、当該水分管理手順書が液状化物質の水分管理を行うための手順書として適当であると認めたときは、承認しなければならない。この場合において、承認は、水分管理手順書承認書（第二号の七様式）を申請者に交付することにより行う。

5　前項の水分管理手順書承認書の有効期間は、五年とする。

6　地方運輸局長は、船舶航行上の危険防止のため必要があると認めるときは、第一項の承認を受けた荷送人に対し、当該承認を受けた水分管理手順書に基づく水分の管理状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

第十七条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる測定は同表の下欄に掲げる者の行うものであつてもよい。

一　本邦外の地で船積みする場合	運送許容水分値の測定	告示で定める国又は機関
	水分の測定	告示で定める国若しくは機関又は当該船舶の船長
二　本邦各港間において運送する場合	水分の測定（前条第一項の承認を受けた水分管理手順書に従つて行われるものに限る。）	前条第四項の水分管理手順書承認書の交付を受けた者

第十七条中第九項を削り、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「第二項」を「第二項の表第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　船長は、第二項の表第二号に規定する測定の結果を証する書類について、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該測定を行つた者に対し、必要な説明を求めることができる。

第二十八条の二を削る。

第三十三条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　第十六条の三第二項の承認を受けようとする者（国等を除く。）は一万五千三百円（電子情報処理組織により承認の申請をする場合にあつては、一万五千百円）の手数料を納めなければならない。

第三十五条第三号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める。

第三十六条に次の一項を加える。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

第二号の五様式の次に次の二様式を加える。

第２号の６様式（第16条の３関係）

水分管理手順書承認申請書

殿

年　　月　　日

申請者の氏名又は名称及び住所　　印

特殊貨物船舶運送規則第16条の３第２項の規定により申請します。

荷送人の氏名又は名称及び住所	
水分管理手順書を策定した日	
対象とする物質の名称	
対象とする物質の主たる集積地	
対象とする物質の主たる船積み地	
備考	

（注）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第２号の７様式（第16条の３関係）

承認番号第　　号

Approval Number

水分管理手順書承認書

CERTIFICATE OF PROCEDURE FOR

THE MOISTURE CONTENT FOR SOLID BULK CARGOES

特殊貨物船舶運送規則第16条の３第４項の規定に基づき、日本国政府の権限の下に、交付する。

Issued under the provisions of paragraph 4.3.3 of the International Maritime Solid Bulk Cargoes (IMSBC) Code relating thereto under the authority of the Government of Japan.

荷送人の名称及び所在地

Name and address of the shipper：……